

9 都道府県の緊急事態宣言の解除等を受けた緊急提言

6月17日に開催された政府対策本部において、沖縄県を除く9都道府県の緊急事態宣言を解除し、このうちの7都道府県及び首都圏3県についてはまん延防止等重点措置を7月11日まで適用することとされた。

多くの国民や事業者の皆様のご協力と医療従事者のご努力のおかげで新規感染は減少傾向にあるが、感染力が強いとされるデルタ株が首都圏をはじめ各地で確認されており、ワクチン接種が行きわたるまでは、引き続き感染の再拡大を防ぐための対策を徹底して実施しなければならない。

我々知事47人も一致結束して、感染が減少してきたこのタイミングでデルタ株を封じ込めるべく「積極的疫学調査」や検査を徹底するとともに、市区町村や職域接種に取り組む民間企業・団体とも連携してワクチン接種を加速させていく。

政府におかれても、水際対策の機動的な強化など、引き続き感染防止対策を講じつつ、緊急事態宣言等が発出されなかった地域も含めた全国の社会経済活動の維持・回復に向け、実効性ある対策を講じていただくよう、下記の項目について対処されることを提言する。

1. 今後の感染拡大防止対策について

- 新規感染者数や重症者数、病床利用率などは全体として減少傾向にあるものの、首都圏をはじめ各地でデルタ株が確認されているなど今後とも十分警戒が必要な状況であり、感染再拡大による第5波を生じさせないためにも、引き続き国民に危機感を伝え行動変容を促す強いメッセージを発出するとともに、第4波の感染拡大の状況や対策の現実の効果について検証を行い、科学的根拠や知見、対策の対象や達成目標を明確に示した上で、簡単に再拡大しないレベルにまで感染者数を減少させるための徹底的な感染抑制措置を、海外で効果を発揮した施策導入も含め、精力的に実施すること。併せて、感染状況やワクチン接種の動向等も踏まえ、専門的・科学的な分析に基づいた今後の感染防止対策と段階的な社会経済活動の前進に向けた「出口」への中期的な対応方針を早急に示すこと。
- 引き続き緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出されている都道府県がある状況を踏まえ、都道府県境をまたぐ移動は必要性を慎重に検討すること、特に感染拡大地域との往来は極力行わないよう、各地域の対策についてもあらゆる媒体で広報することも含め、国においてさらに強力に各都道府県とワンボイスで呼びかけるとともに、出発前や国体参加者等のPCR検査に

係る勸奨・証明制度や国が支援する公費負担制度の検討、旅行のキャンセル料全額負担など国として実効性ある措置を講じること。併せて、リスクが高い地域を絞った注意喚起ができるよう、都道府県境をまたぐ移動による感染の実態分析を国として行うなど、感染防止対策の高度化を科学的知見も踏まえて進めること。

- まん延防止等重点措置の適用に当たっては、基本的対処方針において、分科会提言におけるステージⅢ相当の対策が必要な地域（特定の区域において感染が急速に拡大し、都道府県全域に感染が拡大するおそれがあると認められる場合はステージⅡ相当の対策が必要な地域）が対象とされているにもかかわらず、知事の要請に対して適用が見送られたり、国会報告の義務付けもあり協議の段階で適用に国が難色を示したりするケースが生じている。また、緊急事態宣言に関しても本来ならステージⅢからⅣに移行した時点で機動的に発することが重要である。変異株が急速に拡大する未曾有の緊急性を要する現下の情勢の下で早期かつ効果的に感染を抑え込むためにも、現場の実情を把握している知事の要請により感染状況に即応して迅速かつ柔軟に発動可能なものとし、緊急事態措置の地域限定も含め、実効性を格段に引き上げる運用とし、特措法の改正も含めてさらなる改善も検討すること。

併せて、各都道府県知事が地域の感染状況や実情に応じた対策を、より効果的かつ大胆に講じられるよう、地域の感染状況がより反映される手法や都道府県単位以外の対策も含め基本的対処方針を変更するなど、地方分権改革の理念に基づいた特措法の運用を行うとともに、店名公表や命令等について速やかに実効性をもって実施できるよう改善すること。

- 各都道府県が休業要請や営業時間短縮要請、ガイドライン遵守のための見回り活動を躊躇なく実施できるよう、引き続き地方創生臨時交付金のさらなる増額、大規模施設等協力金の地方負担分（40%）の軽減、即時対応特定経費交付金の期限撤廃・交付基準の引下げなどの財源措置等により地方負担が生じないよう、国として全面的な財政措置と柔軟な運用を行うこと。なお、6月21日以降、大規模施設等協力金の国負担割合が引き下げられるが、これは元に戻すべきものであり、今後、地方財政に影響を与えるような制度改正を行う際には、事前に地方に相談すること。

また、地方創生臨時交付金の算定に当たっては、営業時間短縮要請等に係る協力金等の所要額が大きくなっていることや、月次支援金の上乗せ・横出し措置を今後も継続して実施する必要があることなどを踏まえ、財政力にかかわらずすべての自治体が地域の実情に応じた事業を地方の判断により実施できるようにし、迅速な増額配分を行うこと。

- 協力要請推進枠による支援の対象について、基本的対処方針において、休

業・時短要請の対象とされながら、施設運営事業者に対する協力金が協力要請推進枠の対象外となっている施設があること、さらには緊急事態措置区域や重点措置区域以外の地域も含めて、各都道府県知事が効果的な感染拡大防止対策を行えるよう、イベント関連施設等をはじめ、飲食業及び大規模施設以外の事業者に対する休業・時短要請についても対象とするとともに、緊急事態措置とまん延防止等重点措置の間での下限単価の差異を是正するなど、適用される制度間での財政支援の公平化を図ること。

- 規模別協力金や大規模施設等協力金における面積やテナント事業者数等に
応じた支給金額算定の導入により制度が複雑化しており、事業者及び都道府
県の双方の事務負担が大きくなっていることを踏まえ、自治体ごとの柔軟な
運用を認めるとともに、審査等の外部委託に係る事務費配分額のさらなる拡
充及び大規模施設等協力金における事務費の配分を行うこと。
- 認証制度を活用した飲食の場における感染対策の強化を促進するため、認
証店について、都道府県の裁量で時短要請や酒類提供時間制限の対象からの
除外を可能とすることも含め、認証店を対象とした地域の実情に応じた需要
喚起策を講じるとともに、国の主導により飲食店利用者が店舗の対策を評
価・発信する仕組み等を構築やコールセンターなど、第三者認証制度の品質
向上を図ること。また、マスク飲食の効果や基本的な基準設定等、さらには
事業者への影響が大きい飲食店への酒類提供時間制限について、国として科
学的根拠を示すこと。
- 人の流れを抑制するため、働き方改革にも資するテレワークの推進につい
てさらに強力に進めるとともに、国としても各種の行政手続きの申請期限の
延長等の措置を講ずること。また、建設作業員等の広域の移動を抑えるため、
各種公共事業の工期を必要に応じて延長するとともに、会計検査等の広域の
出張や緊急性の乏しい調査等については、感染が収まるまで延期すること。
- オリンピック・パラリンピック等の大きな人の流れが生じるイベント開催
については、政府は関係機関と協力し、感染拡大の契機とならないよう万全
を尽くすこと。
- 東京オリンピック・パラリンピックに関連して、海外から来日する選手団
やメディア等の関係者のワクチン接種及び行動管理の徹底、大会開催時期の
都道府県境を跨ぐ移動やパブリックビューイング等の関連イベントのあり方
並びに大会ボランティア等への国の大規模接種センターを活用したワクチン
接種などについて早急に検討するとともに、会場以外も含めた競技の観戦時
及び観戦後の行動についてテレビ観戦の勧奨も含め国民に呼びかけるなど、
引き続き感染防止対策を確実に実施すること。また、事前合宿地が行う感染

防止対策事業について、「ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金」を柔軟に活用できるようにするとともに、デルタ株等の変異株の状況を踏まえて事前キャンプ受入れの具体的指針を見直すこと。併せて、医療逼迫とならないよう広域的な協力体制を構築しておくこと。

2. デルタ株をはじめ変異株に対応した検査・医療体制及び水際対策の充実・強化について

- アルファ株よりもさらに感染力が強いとされるデルタ株が各地で確認されていることから、変異株も含めた感染拡大防止策を展開することが現下の対策の根幹であり、検査体制の強化を踏まえて、感染が拡大する前にデルタ株を封じ込められるよう、都道府県・保健所による感染ルートの探知、積極的疫学調査及び入院・治療の徹底の支援や、保健当局間で疑い例も含めた陽性患者の情報共有を迅速に行うための実効性ある体制整備を早急に図ること。
- 全国においてデルタ株も含めた変異株のスクリーニング検査が地域で実施できるよう、国として地方衛生研究所の体制整備の支援、試薬の開発や配分、検体の保管ルール等の設定、民間検査機関における実施の働きかけを行うこと。また、各都道府県で全ゲノム解析を導入できるよう、専門知識・技術を有する職員の長期間の派遣、技術研修、施設・設備整備の補助、試薬・器材の安定供給体制の確保など、地域における遺伝子解析を支援し、これらの経費は国において全額財政措置をすること。
- デルタ株をはじめ変異株に係る全国のデータを集約し、国として速やかに実態分析を行うとともに、サーベイランスにより得られた変異株の感染力や重症化等の特性、子ども・若者への感染等についての分析結果や具体的感染事例、効果的感染予防策等について、詳細に都道府県等や国民へ情報提供し、どのようなリスクがあり何に注意すべきか国として具体的にわかりやすく示すこと。特に感染力が強く、重症化しやすいとされるデルタ株やアルファ株について、国民にこれまで以上の警戒とマスクの着用や十分な換気等の基本的感染対策の徹底を促すこと。また、現行の退院基準や部活動などの学校活動・スポーツのガイドラインについて、科学的知見に基づいた検証を行い、必要に応じて対策を強化すること。
- 世界各国での変異株の確認等を踏まえ、特に、インドなど感染力が高い新型コロナウイルス変異株の流行国・地域からの入国については、5月28日から強化した水際対策を徹底して実施するとともに、感染状況に応じて機動的に対象国を拡大すること。また、入国者に係る都道府県への情報提供を迅速かつ的確に行うとともに、健康観察期間中に入国者等が所在不明となるこ

とのないよう、所在や連絡先の把握などに取り組み、健康観察期間中に有症状か無症状かにかかわらず、管轄保健所への通知と医療機関受診のフォローアップ徹底を図ること。併せて、外国からの船舶入港前に取得している情報を、港湾管理者に伝達するようにすること。

- 診療・検査医療機関や感染患者の入院受入医療機関の体制確保のため、都道府県が医療機関に交付する協力金を緊急包括支援交付金の対象とすること。
- 病床確保計画の見直しにあたって、引き続き十分な財政支援を行うこと。特に、後方支援病床の確実な確保のため、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病床と同様の空床補償制度の創設など、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象拡大・弾力的運用・増枠による支援を行うとともに、同一医療機関内での転床時も診療報酬かさ上げ措置の対象とすること。併せて、都道府県間での患者受入れや、広域搬送時における帰路の負担軽減などを支援する仕組みづくりを国として構築すること。
- 感染者急増時に備え、国において都道府県の枠組みを超えた広域病床を別途整備し、病床がひっ迫した際には患者を広域搬送し受け入れる仕組みを構築すること。また、感染拡大地域への医師・看護師の応援派遣について、国において自衛隊の活用や地域間協力なども含め総合調整をしっかりと行うとともに、DMAT等を参考に、感染症危機管理対策に機動的に対応できる医療チームの育成等を国の責任で行うこと。
- さらなる病床と宿泊療養施設の確保及びそれぞれの稼働率の向上、自宅療養における適切な医療の提供に向けて、医療従事者の一層の協力が得られるよう、国としても医療関係団体に対して働きかけを強力に行うとともに、宿泊療養施設等における勤務についてもワクチン接種と同様に労働者派遣や被扶養者の収入確認の特例の対象とすること。また、宿泊療養・自宅療養及び新型コロナウイルス診療に対応できない高齢・障害者施設等において、オンラインも含めて診察等を行う医師及び健康観察を行う看護師を国が雇い上げ、入院以外でも安心して療養できる仕組みを検討すること。
- 深刻な病床ひっ迫時にも対応していくため、新型コロナウイルス感染症患者受入れ医療機関に対する迅速かつ安定的な財政支援策として、災害時の概算払いを参考にした感染拡大前の水準での診療報酬支払い制度を適用となる地域の都道府県知事の意見を踏まえたものとし、可及的速やかに実現すること。また、院内感染時のさらなる経営支援を新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象とするとともに、これまでに確保した全ての病床に対して継続して空床補償ができるよう、重点医療機関の要件を満たさない一般医療機関の病床確保料の補助単価増を含め、引き続き、同交付金において地

方が必要とする額を確保すること。さらに、一般医療の制限を行う範囲等の指針について、国が責任をもって明らかにし、当該制限に伴い生ずる経営上の損失の補償についても国の責任において財源措置を行うほか、処遇改善や業務負担軽減を通じた医療従事者の確保、感染症専門施設の設置支援に取り組むこと。また、こうした地域の医療・福祉の提供体制を維持するため、新型コロナウイルス感染症患者の受入れの有無にかかわらず、受診・利用控えにより減収が生じている医療機関、薬局、健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復等の事業所等への支援を国の責任において行うこと。

- 今後の新興・再興感染症の感染拡大にも対応できるよう、新型コロナウイルス感染症の重症・中等症患者の受入に中心的な役割を果たした、二次・三次医療を担う医療機関の診療報酬を大幅に引き上げること。また、医学部定数の取扱いや公立・公的病院に係る地域医療構想については、新型コロナウイルス感染症対策に支障のないよう、慎重な対応を図ること。さらに、感染症有事に備える取組について、より実効性のある対策を講じることができるような法的措置や行政の体制強化を検討するにあたっては、地方の意見を十分に踏まえること。
- 入院受入医療機関については、個人防護具（PPE）だけではなく、治療に必要な医薬品、医療機器等の不足により治療に影響を及ぼすことが無いよう、都道府県の要望を踏まえ国による供給も含め、積極的に介入すること。また、診療・検査医療機関や受診相談を行う医療機関が引き続き発熱患者への対応を行う必要があることを踏まえ、補助金の交付や PPE 等の供給を継続すること。
- 医療機関や高齢者、障害者の入所施設における従事者への集中的検査や、新型コロナウイルス感染者を早期発見し、クラスターの発生を防止するための新規の入院・入所者に対する PCR 検査、さらには感染が確認された場合の支援チームの派遣について、緊急事態宣言等の対象地域に限らず全国すべてで財政措置を行うこと。なお、高齢者施設や障害者施設について、抗原簡易キットの配布要件を緩和しより幅広い施設を対象として速やかに配布するとともに、クラスター発生時における現地の施設内での療養の在り方について、障害者施設も高齢者施設と同様にかかり増し経費の補助を行うことも含め検討すること。
- 介護施設をはじめとした社会福祉施設対策について、令和3年度分の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）を予備費の充当等により確保し、施設からの申請受付を再開するなど、まん延防止対策の支援を拡充すること。サービス提供体制確保事業について、施設職員の感染等

によって業務継続が困難な場合が生じており、当交付金の柔軟な活用等による対策を国の責任において措置すること。また、サービス継続支援事業について、地域の実情や要望等を踏まえ、国の責任において十分な財政措置を講ずること。

- 無症状者に焦点を当てた幅広いPCR検査等（モニタリング検査）について、国の責任において引き続き実施するとともに、迅速化や飲食店への重点化などを効果的に実施するための改善、さらには陽性疑い時には入院等につながることも含めて、モニタリング結果を活用した対応策を講ずること。また、大学なども含め地域の実情に応じて都道府県が独自に実施する大規模なPCR検査や、民間検査機関を活用したモニタリングPCR検査については、感染拡大の未然防止を図る観点から有効と考えられるため、行政検査として位置づけ、国として全面的な財政措置を行うこと。加えて、下水サーベイランスなど感染の予兆を捕捉するための新たな手法を検証し、早期の導入を図ること。
- 回復患者を受け入れる医療機関や社会福祉施設への支援、高齢者や障害者の入所施設等の従事者への集中的検査及び幅広いPCR検査（モニタリング検査）に要する経費など、医療検査体制の充実に要する財政負担が多額となることを見込まれるため、感染者の多い地域に対する臨時交付金の感染症対応分の増額など、国として全面的な財政措置を行うこと。
- 改正感染症法第16条の2の規定に基づき、自費検査を行う民間検査機関に対する協力要請が行われているが、未だに陽性の検査結果が出たにもかかわらず被検者への受診勧奨が行われず、保健所にその連絡が届かない事例が生じていることから、確実に陽性の結果が保健所に届く仕組みを早急に構築すること。
- 英国においては、早ければ今秋にも、新型コロナウイルス感染症の内服治療薬を少なくとも2種類供用開始することを目標に、治療薬の開発や国内製造を支援する「抗ウイルス薬タスクフォース」を設置している。我が国においても、新型コロナウイルスを完全に制圧するため、大胆な資金投入を行い、国家的重要戦略として、政府が主導して治療薬の研究・実用化や治療法の確立を実現すること。また、国産ワクチンの速やかな認可も含め、治療薬等の研究開発を行う研究機関・企業等に対し重点的な支援を行うほか、医薬品・医療機器等を扱う産業の育成を戦略的に進めること。
- 後遺症に悩む患者の医療の確保に向けて、専門家による分析・検証を行うなど後遺症の実態解明を早急に進め、これらの情報を都道府県へ情報共有すること。

- 積極的疫学調査や入院勧告などの重要な機能を保健所が円滑に行うことができる体制を確保するため、国としても保健師の派遣や育成も含めた体制の充実確保を図るとともに、新型コロナウイルス感染症に係る高額所得世帯の入院治療費の自己負担廃止による算定事務の効率化、特定医療費（指定難病）受給者証の更新手続延期、国への報告の整理など業務の効率化・簡素化を図ること。また、ワクチン接種済の医療従事者について、医療従事者の職場復帰に向けて「濃厚接触者」の定義を改めること。

3. 全国の事業者への支援及び雇用対策について

- 厳しい経済情勢を踏まえて、予備費の執行により地方創生臨時交付金を増額するなど機動的な追加対策を躊躇なく実施するとともに、幅広い事業者の支援を行う強力な政策パッケージとして大胆な経済対策を実施することとし、都道府県の意見も踏まえて補正予算の編成に早急に取り組むこと。
- 1年以上にわたる新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、対象地域や休業・時短要請の対象となった業種はもとより、観光・宿泊・交通関連の事業者や農林水産業をはじめ、全国の幅広い業種の事業者に深刻な影響が顕著となっていることから、地域によって支援の差が生じることのないよう、全国において持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給や要件緩和・企業規模に応じた支給額の引上げを行うとともに、本年3月末で申込みが終了した民間金融機関の無利子融資の申込み再開及び償還・据置期間の延長、危機関連保証の指定期間及びセーフティネット保証5号の全業種指定の延長、税や保険料の減免・猶予等の措置を講じること。また、一時支援金や月次支援金等の支援措置について、支援対象地域も含めた支給対象の拡大や支給額の上限引上げ、売上げ要件の緩和等を図るとともに、事業者の負担を考慮した事前確認や書類提出の簡素化、電子申請のサポート会場の複数設置等による迅速な給付、自治体を実施する支援制度との役割分担を図るための対象事業者の考え方や支給状況などの情報提供を行うとともに、酒類販売事業者等に対して迅速に支給するため、その月次支援金の情報を速やかに提供すること。
- 雇用調整助成金の特例措置については7月末まで延長されたが、緊急事態宣言の長期化の影響が拡大していることを踏まえ、速やかな感染防止措置を実行するためにも、緊急事態宣言地域や重点措置区域以外も含め全国において業種や業況に関わらず特例措置を行うとともに、5月以降の縮減については縮減前の水準までの遡及適用を行うこと。なお、今後、雇用調整助成金の特例措置の段階的な縮減を検討する際は、地域経済と雇用情勢を十分に把

握・分析し、都道府県の意見を十分聞いた上で行うこと。

- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域の内外にかかわらず全国において地域経済への支援や感染対策を継続的に講じることが求められていることから、今後の感染状況も踏まえ、市区町村も含めて地方公共団体が必要とする額について、引き続き交付金の確保を行うとともに、配分が留保されている事業者支援分 2,000 億円を早期に配分すること。また、地方公共団体が独自に発行する食事券の発行や地元産農林水産物の学校給食等への利用等の事業者支援に資する事業も事業者支援分の対象とするなど、地方自治体が地域の実情に応じて実施する事業が幅広く対象となるよう、さらなる柔軟な枠の見直し、弾力的な運用や期間延長、手続きの簡素化などを図ること。併せて、国の支援措置に対し地方団体が上乘せ支援を実施する場合もあり、事務負担軽減の観点から、申請・受給データ等の情報の連携を図ること。
- 5月26日に第2回公募申請受付が開始された中小企業事業再構築支援事業について、要件が厳しく取り組みにくいとの声が事業者及び支援機関から出ていることから、ポストコロナを見据え、小規模事業者も含めより多くの中小企業が取り組みやすくなるよう、新規性要件等の補助対象要件を緩和すること。また、中小企業生産性革命推進事業についても、多くの事業者が活用できるよう柔軟に対応するとともに、サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金による国内の工場等の整備に対する支援を継続すること。
- 事業者への資金繰り支援について、返済猶予・条件変更等も含めたアフターケアを金融機関に指導するなどフォローアップを強化するとともに、信用保証協会による信用補完制度の拡大や、信用保証に基づく代位弁済や預託原資調達に係る借入利息等の都道府県に生じる負担に対する支援を行うこと。また、大企業とみなされ支援対象外となる地方の中堅企業に対しての中小企業支援策の適用、日本政策金融公庫の資本金劣後ローンの貸付期間延長や金利引下げ等の条件緩和及び同ローンを対象とする信用保証制度の創設など、事業者や労働者等への支援を行うこと。
- 地域観光事業支援について、8月末までの予約・販売という期限を延長するとともに、感染状況に応じて近隣圏域での旅行も対象に加えることとし、感染拡大時のキャンセル料への補填や補助対象経費の拡充、ステージ移行時の経過措置を検討するなど、柔軟かつ弾力的な運用とすること。また、Go To トラベル事業について、感染状況などの地域の実情を踏まえ適切に運用することとし、事業を再開する際には、都道府県との十分な情報共有を行うとともに、実施期限の延長とその旨の公表や、観光地での消費につながる地域共

通クーポンについて、地域性や周遊旅行の特性等を反映した運用が可能となる割引率の効果的な設定等の工夫、全国で宿泊等に利用できる前売りクーポン事業の速やかな創設を検討すること。なお、これまでの観光事業支援の恩恵にあずかれない小規模・零細な宿泊業、旅行代理店、貸切バスやタクシーなどの事業者へのきめ細やかな支援を創設すること。

- 国において、「新しい旅のエチケット」を周知徹底するとともに、旅行前PCR検査の徹底・強化など旅行前に陽性者を発見できる体制の構築及び当該体制整備までの間、到着地において都道府県が講ずる対策への財政措置も含めた必要な支援を行うこと。
- Go To イート事業の延長に伴い必要となる事務費等について、十分な財政措置を行うこと。また、事業者や国民に混乱を与えることのないよう食事券の取扱いについて、適時適切な周知に努めるとともに、キャンペーン事務局からの加盟店への代金振り込みが早期に行われるよう対応を講ずること。併せて、コメをはじめ農林水産物の需要拡大等の支援策を講ずること。
- 既に大きな損失を被っている上に、緊急事態宣言の延長等により非常に大きな打撃を受けているバス、鉄道、空港会社を含む航空、船舶、タクシー、レンタカー、運転代行業者等に対し、事業規模に応じた手厚い経営支援を行うこと。また、JRローカル線の安定的な維持・存続を図るため、路線ごとの収支差に応じた減収補填制度を創設するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を理由とした急進的な合理化をすることがないよう、路線毎の構造的課題への対策を含め国として積極的に関与すること。
- イベントの中止や利用自粛などにより、文化施設や文化芸術団体等は厳しい運営状況となっていることから、施設運営や個人が実施する文化芸術活動等に対する支援の充実を図るほか、結婚式場等の支援や結婚等についての気運醸成など、支援の届かない事業者への対策を講ずること。
- 雇用情勢の深刻化を踏まえ、基金を活用した「緊急雇用創出事業」を早期に創設するなど、機動的かつ効果的な雇用対策を行うこと。
- 在籍型出向について、制度活用に向けて徹底した周知を行うとともに、中堅・大企業等についても出向元・出向先双方に対する助成を中小企業並みに引き上げること。
- 事業者に対して、アルバイト等で働く方への休業手当の支払いと雇用調整助成金等の活用を働きかけること。加えて、労働者が直接国へ請求できる休業支援金・休業給付について、学生や女性を含めた非正規労働者に対して制度の活用に向けた周知を徹底するとともに、申請に関するサポート体制を整

備すること。

- 現下の雇用情勢を踏まえ、労働者の新たなスキルの取得といった職業能力開発促進策等の一層の充実・強化を講じ、人手不足や成長分野への労働力移動を図るとともに、新規学卒者をはじめ、女性、障害者、定住外国人などそれぞれの状況・特性に応じた実効性のある雇用対策を講じること。
- コロナ後を見据え、「新次元の分散型国土」や産業立地による新たな国・地方のあり方に向けて、政府としても強力な移住促進・企業移転推進等をはじめ活力ある地方の実現と都市・地域の交流を促進する取組を展開すること。
- 令和2年度限りとされている減収補填債の対象税目拡大や公的資金の確保について、新型コロナウイルス感染症の影響や地方税収の動向を注視し、想定を超える大幅な減収が生じた場合には、令和2年度の措置を踏まえ、必要な措置を講じること。

4. ワクチン接種体制の円滑な実施について

(1) ワクチン接種の進め方及び体制の確保

- ワクチン接種については、発症予防や重症化防止の観点からも、着実に進めていく必要があることから、「国民の安全・安心を第一に進めていく」との基本姿勢に立ち、現場で生じる種々の疑問に対し早急に対応できる体制を構築するなど、接種体制やシステムも含めた諸課題について検証しながら丁寧かつ着実に進めること。また、今年10月から11月にかけて、希望するすべての方への接種を完了する可能性に総理が言及されたことを受け、国として、コロナ禍からの「出口戦略」も視野に入れた上で、若年層への啓発も含めてワクチン接種に対する国民の理解促進に一層注力するほか、ワクチンの対象年齢の12歳以上への拡大を踏まえ、接種のガイドラインを定め、国民の理解を得ることとし、ワクチン接種の間隔等について適切な検討を加えるとともに、一般接種への円滑な移行やモデルナ社製ワクチンの活用による柔軟かつ多様な接種の仕組みづくりを加速し、前倒しで接種を図るべく万全を尽くすこと。
- 新たに承認されたアストラゼネカ社製ワクチンの活用も含め、複数のワクチンが混在して流通した場合の配分や接種主体が各接種会場で使用するワクチンを選択する際の考え方を明確に示すとともに、地方の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう十分に配慮した上で、同一の接種会場において種類の異なるワクチンを併用する際の具体的な取扱いを早期に示すこと。また、

広く国民に正確な情報提供を行うとともに、適切な管理の仕方にも相違があるため、医療従事者にも迅速に情報提供を行うこと。

- ファイザー社製ワクチンの配分が7月以降急減する実情にあり、ワクチン接種を加速する流れに水を差すのではないかと懸念されるが、同ワクチンの必要量を十分に確保し市区町村の不足分を早急に配分するとともに、高齢者への優先接種を完了した市区町村から順次、基礎疾患を有する方などへの接種に円滑に移行できるよう、8月以降の具体的な供給スケジュールや配分量等について、確定日付での提示を含め可及的速やかに示すとともに、自治体の希望に即したものとなるようにすること。
- ファイザー社製ワクチンの供給量減少に対応するため、市区町村における集団接種や一定規模以上の病院における個別接種においても、モデルナ社製ワクチンの使用を可能とした上で、必要量を確実に供給するとともに、同ワクチンの具体的な供給スケジュールを可及的速やかに示すほか、対象年齢引き下げを速やかに検討すること。
- 早期にワクチン接種を完了させるため、大規模な集団接種会場の増設や、医師・看護師で構成する接種チームによる医療資源が脆弱な地方への巡回接種など、新たな接種体制の早期構築を図るとともに、接種会場における接種券発行など実態に合わせた接種券の取扱いが可能となるよう柔軟な制度運用とすること。
- 円滑かつ迅速なワクチン接種に際して、副反応や接種後の死亡事例について誤った情報がネット等で拡散していることが支障となっていることから、接種の意義・有効性及び副反応も含めた正確かつ具体的な情報や、十分なワクチンの量が確保されていることを全ての国民に対し、迅速かつわかりやすく周知・広報を継続的に行うとともに、副反応についての分析検証を国として責任を持って行い、事例・分析結果など副反応に関する情報を組織的に都道府県と共有する仕組みをつくること。併せて、これまでに得られた知見を踏まえ、ワクチン接種後の経過観察時に被接種者が視聴できる解説動画を制作・普及させるなど副反応に対する正確な理解を促進するとともに、「ワクチン休暇」の導入支援をはじめ国民が安心して接種できる環境整備を進めること。
- 各都道府県の実情に応じた接種が円滑に実施できるよう、「ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）」の仕様により各都道府県の運用が制限されることのないようにし、市区町村や都道府県の境を越えて滞りなく接種可能な運用や、夜間接種支援も含めてワクチン供給の範囲内で都道府県において弾力的に対応できる仕組みとするとともに、医療従事者等への負荷軽減や確実な

体制整備を進めながら、現実的なスケジュールのもとに、丁寧かつ着実に進めること。

- ワクチン接種施設となる医療機関の多くは、通常診療に加え、新型コロナウイルス感染症の患者の診療等様々な対応を実施している状況であるため、「ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）」や「ワクチン接種記録システム（VRS）」については、一部事務負担の軽減が図られたところであるが、ワクチン接種に係る事務作業を引き続き省力化し、医療現場の負荷軽減を図ること。
- 高齢者接種用のワクチンについて、7月末までの高齢者接種の完了に向けて、十分な財源措置を国が責任を持って行うほか、各自治体が必要な接種体制を構築できるよう、各クールにおける配送日時の通知時期を前倒しするとともに、地域間で接種状況に過度なばらつきを生じさせることなく、各市区町村が立案したスケジュールに基づいて全国で速やかに希望者が接種を完了できるよう適切にワクチンの配分を行うこと。なお、接種時期の公表については、いたずらに競争をあおらないように配慮し、接種率の公表のあり方について現場の声を踏まえて検討すること。
- 東日本大震災に係る避難者、原発・除染関連作業員や大規模公共工事作業員等も含め、漏れのない接種体制を確立すること。また、高齢者施設及び障害者施設の65歳未満の入所者・利用者、高齢者等の送迎者などの接種会場の運営スタッフ、特別支援学校の教職員や幼児・児童・生徒の保護者、障害児施設・サービス事業所の従業員等、さらには接種順位の上位とされない疾患等で医療機関に長期入院している患者など重症化リスクが高い高齢者等と直接接する方のほか、保育・教育関係者をはじめ密になりやすい職場環境にある方など感染リスクが高いエッセンシャルワーカーや、災害対応に従事する自衛隊員、警察官、消防隊員等についても優先接種の対象として取り扱うことを可能とするなど、市区町村をまたぐ接種分も含め、地域の実情に応じて弾力的な対応ができるよう配慮すること。
- キャンセル分も含めたワクチンの余剰分について、接種券を保有していない者についても対象とするなど、柔軟な対応を検討する方針が示されたところであるが、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」に接種費用の請求方法や予約の方法、接種記録の確認方法を明記するなど、接種券を保有しない者に接種する際の課題への明確な対応方針を示すこと。
- 国から自治体に配布しているシリンジのうち、容量2mlのものが一部配布され、ワクチンが無駄になっているケースがあることから、国においては通

常の容量1mlのシリンジを早急に確保し、自治体に配布すること。また、保冷バッグ、バイアルホルダー、保冷剤等のワクチン移送に必要な資器材のほか、1バイアルから6回分採取可能な針とシリンジ、ワクチンの希釈に必要な生理食塩水用の針とシリンジ、ディープフリーザーについても、必要量を現場で確保できるよう、国としても引き続き対策を講ずること。

- 都道府県が行う「大規模接種」について、都道府県が地域の実情に応じた柔軟な運営ができるよう、弾力的な運用を図った上で、ワクチンの接種や問診などを担う人材確保という観点から、国立病院機構や大学病院、鉄道会社の付属病院などの企業立病院、健康保険組合立病院、産業医を擁する事業者内診療所などの医療資源を最大限活用できるよう、縦割りを打破し、関係省庁から強力に働きかけを行うなど人材確保に向けた必要な支援を行うほか、先行の好事例など国が助言を行うこと。また、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金について、実施主体である都道府県への直接交付も可能とするなど、事務負担の軽減を図るとともに、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、接種会場となる施設の管理者への逸失利益の補填なども含め、大規模接種会場の設置・運営や医師・看護師の確保に要する経費について、地方負担が生じないように、国の責任において今後の一般接種分も含めて確実に財政措置すること。併せて、モデルナ社製ワクチンに関して、国民の理解が進むよう、ワクチンの効果と安全性、副反応などの情報について、より一層の広報に努めた上で、迅速な配送及び小分けを可能とするなど柔軟な供給方法を確立すること。
- ワクチン供給体制の整備が進む中、デルタ株拡大に伴う若年・中年層等への感染拡大防止の観点や、職域や大学等を活用した住所地以外での接種の今後の広がり、個別接種が可能な診療所等の全国的な増加などを踏まえ、全国的に接種券の送付を早めるなど、年齢等にかかわらず、希望する方がワクチン接種の機会を早期に得ることができるような環境整備を早急に行い、自治体に対して方針を早期に示すとともに、職域接種会場での接種方法等についての周知を、国の責任において確実に実施すること。その際、接種費用の単価の増額のほか、会場設置運営費など職域接種に要する費用の全額を国負担とするとともに、市区町村からの接種券の送付時期や接種会場でのVRSへの入力などの取扱いで混乱が生じないように、実務を担う市区町村の意見も聞いた上で、ワクチン配分のスケジュールも含めて、早急に国としての方針を示すこと。
- 職域接種について、大企業のみならず、調整に時間を要する中小企業等が共同して接種体制を構築する場合も確実にワクチンを供給するとともに、こうした取組に対し、都道府県が支援を行う場合の費用負担も含め、国の接種

単価 1,000 円上乗せによる支援のさらなる増額検討も行いつつ、国として十分な財政支援を行うこと。

- 事業者が安心して職域接種開始に向けた準備が進められるよう、国による承認が完了して以降の具体的な流れを示した上で、物品の配送など必要な手続を迅速に進めるとともに、申請後の手続の進捗を事業者が確認可能な仕組みを構築し必要な情報を接種事業者へ連絡するほか、企業等向けのマニュアルや事例集の作成、相談体制の充実など、中小・地方所在の事業者を含む様々な企業等が職域接種に参画しやすい環境整備を進めること。
- 1,000 人未満の中小企業や大学等における接種や複数会場での接種のほか、「大規模接種会場」や既に個別接種会場となっている医療機関においても職域接種の実施を可能とするなど、地域の実情に応じた柔軟な取扱いを可能とし、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による財政措置の対象とすること。
- 国が認める臨時的措置として診療所の開設手続が事後的に行われる場合、医薬品卸売業者が販売先の許認可状況を事前に確認できず、アドレナリン治療薬などの医薬品の調達に支障が生じるケースがあることから、円滑な接種体制の構築が図られるよう、事後的に開設手続を行う事業者に対し、医薬品卸売業者が医薬品を販売する際の取扱いに対する統一的な見解を早急に示すこと。
- 人材が限られている離島やへき地をはじめ、接種に係る医療従事者の確保が課題となっていることから、潜在看護師の掘り起こしや各種団体への派遣の働きかけに加え、国立病院の人材活用や自治体の希望する地域への自衛隊の医療従事者派遣など、国として必要な支援を行うこと。
- 日本医師会や日本看護協会との連携等や医学部・看護学部の学生などによるサポートも含めワクチン接種を行う者の確保に向けた支援を行い、自治体の取組への財政措置も含めて全国で早期にワクチン接種が進むよう緊急に対策を講じるとともに、医師への謝金単価の適正化について国と医師会とで協議すること。また、国において、薬剤師等がワクチン接種を行っている海外の例も参考に、ワクチン接種ができる者の範囲の拡大等、接種を行う者の確保に向けた検討を進めること。
- 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の上限額については、送迎費用や訪問接種等も含め接種体制の整備に係る費用に地方の負担が生じないよう、引き続き、地方自治体の意見も踏まえ、国の責任において、令和3年度中の財政措置の全体像を市区町村に明確に示すとともに、医療従事者の確保やシステム入力に係る医療機関の負担軽減など接種が進む中で生じた課題

に対しての的確に対応できるよう、追加交付も含め、きめ細かく必要な財政措置を講じること。併せて、執行時期などの条件を付すことなく、高齢者接種後も含めて市区町村独自の取組を全額確実に支援するとともに、都道府県独自に市区町村と連携して実施する取組についても交付対象となるよう、弾力的な運用を図ること。

- 高齢者への優先接種の7月末完了に向けて講じられた、接種単価の増額など各種財政支援策について、高齢者接種後も、希望する全ての国民への接種が完了するまで継続すること。その際、財源の1つとなっている新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、制度が複雑で申請手続が相当の負担となることから、接種実績の入力だけで申請書類を作成できる様式の提供など、事務負担の軽減を図ること。
- 集団接種会場を設け短期間で大規模な接種を行うためには、接種に従事する医療従事者に対し、通常の診療を休止するなどの措置を要請する必要がある。接種に関わる医療従事者が通常診療を休止した場合の影響をふまえた十分な報酬を受け取れるよう、財政措置を行うこと。また、集団接種会場で従事した医療従事者の報酬額が地域によって差が生じないよう、国において目安となる単価を早急に示すこと。
- ワクチンパスポートの制度構築に向けて、市区町村が混乱をきたすことのないよう、早期にその仕組みや財政措置等について明らかにすること。
- 通所介護の事業所の近隣等で利用者へのワクチン接種を行う場合、接種時間は介護報酬に算定されないため、円滑な接種の実施に支障が生じるおそれがあることから、事業所の不利益にならない措置を講じること。
- ワクチンの接種が一定程度完了した後の状況を見据え、抗体の定着状況を把握するための抗体検査について、実施する主体や、実施の規模や時期など国としての見解を早期に示すこと。

(2) ワクチン接種関連システム

- ワクチン接種に関連するシステムに係る制度設計は、縦割りを排し、関係省庁が連携して一体的に行うとともに、自治体等への説明・支援の窓口も一元化すること。

また、自治体独自の予約システム等との一体的運用に配慮するとともに、国・都道府県・市区町村それぞれの接種会場間での重複予約等の課題について、国として適切に対処すること。

さらに、自治体等に対し、システムに関する情報を速やかに提供するほか、システムの運用に当たっては、実際に使用する市区町村や都道府県と緊密に連携しながら丁寧に検証を進め、洗い出された課題については、早急に改善につなげるなどの対応に努めること。

○ 職域接種では接種券を持たない者への接種も可能とされているが、その場合の接種記録の管理が課題となる。職域接種の実施主体に対しては、国の責任において、VRSでの記録管理の重要性について理解を促進し、入力に滞ることのないよう周知徹底を図ること。

○ 「ワクチン接種記録システム（VRS）」及び「ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）」については、ワクチン接種の会場や医療機関における情報入力を基本としており、その確実な実施に向けて、日本医師会を通じた医療機関への協力要請を重ねて行うこと。

また、システムにトラブルが発生した際には、適正なワクチン配分・配送等に影響が出ることのないよう、速やかに改善すること。

VRSについては、接種券を読み取るタブレットの読み取り速度が遅く、入力作業に時間を要していることから、市町の負担を軽減し、入力の迅速化を図るため、国においてVRS対応OCR・バーコードリーダーを配付するなど、さらに抜本的な対策を講じること。

加えて、入力端末を操作する者を対象に、コールセンターによるきめ細かなサポートなどにより、引き続き円滑なデータ入力を支援すること。

現在、V-SYSとVRSのそれぞれで行っている接種実績の入力がVRSに一元化されたところであるが、さらに、早期に2つのシステムを情報連携させ、自治体のシステムとの円滑な情報連携を図り、データ入力や移行作業が必要最小限で済むようにするなど、市区町村に過度な負担とならないよう改修を行うこと。

また、V-SYSにおける施設類型情報の変更については、これまでの知事会の提言を踏まえて可能とされたところであり、その点は評価しているが、変更できる場合が限定されており、特に、連携型・サテライト型から基本型への変更は、連携型・サテライト型としてのワクチンを使い切らなければ、基本型として配分を受けることができないため、医療従事者への接種と高齢者への優先接種が輻輳する時期等において、的確なタイミングでの変更が行えず、ワクチンの移送に支障を生じる恐れがある。については、自治体におけるワクチンの様々な配分方法に柔軟に対応できるよう、現場の実情に即して、ワクチンの迅速かつ円滑な供給を可能とする改善を、抜本的かつ強力に実行すること。

- VRSについては、市区町村が安心してシステムを運用できるよう、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、システムの利用に起因するトラブルについては、国の責任において対応すること。

また、住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから、マイナンバーや個人情報を含んだデータを組み合わせ、USBメモリ等を介してCSV形式で登録・更新をする仕様となっているが、住民の転出入を反映するため、この仕様に従ったデータの更新作業が、今後、長期間にわたり継続的かつ頻繁に行われることとなる。このため、市区町村が適切に情報漏えい防止の措置を講じることができるよう、国において、具体的な作業手順や留意すべき事項等についてガイドラインを定め、周知徹底を図ること。

なお、データの更新作業において、特定通信によるVRSへの接続も可能とされているが、「地方自治体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に示される例示と異なる利用方法であることから、国において取扱いの整合を図るとともに、具体的な接続方法や情報管理等について丁寧に説明すること。

今後、データ登録等の作業が継続的に行われ、さらに、医療従事者の接種情報の事後登録も求められていることから、市区町村や医療機関に対し、財政面も含め必要な支援を確実に行うこと。

5. 誰ひとり取り残さない社会の構築について

- 感染者及び最前線で治療に当たる医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーやその家族、更には他の都道府県からの来訪者や外国人等に対するデマの拡散、偏見や差別、心ない誹謗中傷、感染者等個人の特定などにより人権が脅かされることのないよう、国においても人権を守る対策を強力に講じること。併せて、ワクチン接種の強制や、接種を受けていない者に対する偏見や差別、心ない誹謗中傷についても、絶対にあってはならないものであり、政府としても全国的啓発や相談窓口の設置を行うこと。また、地方の相談窓口の設置やネットモニタリング業務等に対する財政支援、国によるSNS人権相談窓口の設置などを行うとともに、国において感染者情報等の統一的な公表基準を定めること。
- 在住外国人の感染が各地域で拡大し、クラスターが多数発生することにより、医療機関や宿泊療養施設にかかる負担が非常に大きくなっていることから、在住外国人に対しては、改めて感染対策を呼びかけるとともに、国においても感染拡大防止につなげるための実態把握等を行うこと。また、職場やコミュニティにおける感染防止対策が徹底されるよう、経済団体や大使館等を通じて、きめ細かな周知を図るとともに、在住外国人を雇用する派遣事業

者や派遣先についても業種別ガイドラインを策定するなど、早急に対策を強化すること。さらに、在住外国人に対する保健所の積極的疫学調査、入院調整、健康観察等をはじめ、宿泊療養施設又は自宅における療養、外来診療・検査等が円滑に進むよう、通訳者等の雇用や多言語化等にかかる経費について、十分な財政的支援を講じるとともに、特に地域で不足する通訳者等の人材の確保・育成を行うこと。また、外国人住民への適切なワクチン接種のため、コールセンターでの多言語対応などの環境整備と市区町村への財政支援も確実にを行うとともに、解雇等により生活困難となっている在住外国人に対する生活・就労支援を検討すること。

- 今回のコロナ禍によって深刻化している、孤独・孤立対策を強力に進めるため、国においては孤独・孤立対策に関する連絡調整会議や3つのタスクフォースでの議論を早急に進めて、同対策を強力に推進するための戦略、指標の整備、進捗管理の仕組みなど対策の全体像を早期に提示すること。加えて、いつ、誰でも孤独・孤立に陥り得るという認識のもと、特定の対象や課題に偏ることなく包括的に支援することが可能となるよう、相談窓口の整備、アウトリーチ型の支援、NPO等の支援団体・個人に対する支援、地方における人材育成への支援等の充実を図るとともに、セーフティネット強化交付金、地域女性活躍推進交付金、地域自殺対策交付金など地域の実情に応じた取組を支援するための各種交付金の財源確保や対象拡大を図ること。
- 子どもの貧困や児童虐待、DVの潜在化のおそれなどを踏まえ、子ども食堂をはじめ地域で子育て支援を行う団体等への支援を強化するとともに、ひとり親家庭や多子世帯、DV事案への継続的な支援や女性が社会とつながるための支援が確実に届く「プッシュ型」の支援を早急に検討すること。また、生活福祉資金貸付等の各種特例措置の継続、修学旅行のキャンセル料等への国の支援及び有意義な教育活動である修学旅行実施への配慮、インターハイ、国民文化祭、全国高等学校総合文化祭などの行事開催に向けての支援、大学生等の経済的負担の軽減や再び就職氷河期世代を生み出さないための対策のほか、新生活のスタートを切る若者への支援策を講じるなど、子ども庁創設の検討も含め、将来世代等を応援するための対策を行うこと。特に、アルバイト収入が減少するなど経済的に困窮している大学生・専門学生等を支援するため、高校生の就学支援より要件が厳しい修学支援（授業料等減免、給付型奨学金）の要件緩和を図るなど、支援を強化すること。
- 生活が困難な方を支える生活福祉資金の特例貸付について、償還免除の要件を住民税非課税世帯に限定せず、借受人の収入実態等に基づき判断するなど、さらなる緩和をするとともに、償還が困難となった方への償還猶予制度の弾力的な運用などにより、貸付金の返済が生活の立て直しの妨げとならな

いよう対策を講じること。また、今後、生活が困難な方への相談や支援の中心となる生活困窮者自立支援事業の上限枠を見直すなど、継続的な支援体制が整備できるよう支援すること。加えて、住居確保給付金における求職活動要件の再緩和を継続すること。さらに、収入が減少した方の国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の保険料減免について、引き続き国による全額の財政支援を継続すること。

- 就職・就業の際に必要な各種の国家試験等について、受験生本人に感染が確認された場合や、感染が拡大している地域が試験地となっている場合等においても受験機会が最大限確保されるよう、オンライン試験の導入や代替日の設定を行うなど、国において環境整備を図ること。
- すべての児童生徒の平等な学習機会の確保のため、オンライン学習への代替えについての統一的な基準づくりを進め、低所得者世帯におけるオンライン学習に必要な「高校生等奨学給付金制度」等の通信費補助を拡充すること。また、学校現場においては、感染拡大防止のための作業負担が重い状態が続いていることから、昨年度と同水準のスクール・サポート・スタッフ及び学習指導員を配置できるよう、財政支援を行うこと。

令和3年6月19日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長	徳島県知事	飯泉 嘉門
本部長代行・副本部長	鳥取県知事	平井 伸治
副本部長	京都府知事	西脇 隆俊
副本部長	神奈川県知事	黒岩 祐治
本部員	43都道府県知事	